集いのスペースのご利用について

集いのスペースをご利用の際は以下の点についてご留意ください

- ◆集いのスペースは原則全域を占有することができません。現在配置している テーブルを移動させても構いませんので、休憩などが可能となるスペースを確 保してください。
- ◆イベント開催等に際してポスターやチラシなど掲示する場合は、それらを直接壁や扉に貼らないで下さい。ガラスに貼る場合は館内スタッフに掲示場所について相談し、ガラス専用の両面テープなどをご利用者が準備のうえ掲示してください。
- ◆飲酒は原則禁止ですが、公益性が高いものなど市が特に許可するものはこの 限りではありません。個別にご相談ください。
- ◆使用終了後はテーブルや椅子を元あった場所に戻してください(複数日以上にわたって開催する場合であっても原則同様です)。
- ◆イベント等でご使用する物品等をお預かりすることはできません。必ずお持 ち帰り願います。
- ◆音響を発するイベント等については、音量などをスタッフから制限させてい ただく場合があります。
- ◆ご使用後はゴミの持ち帰りにご協力ください。
- ◆館内で起きた盗難や事故等について市は責任を負いかねます。
- ◆その他、公序良俗に反する行為等があったときは使用を中止させていただく 場合があります。

以上、ご協力くださいますようお願いいたします。

中町にぎわい健康プラザ

お問い合わせ:酒田市健康課

(Tel: 0234-24-5733)